

平成29年10月2日

流山市教育委員会 様

流山市生涯学習審議会

会長 辻 野 吉 勝



流山市おおたかの森ホールの利用料金について（答申）

平成29年8月2日付け流教生第203号で諮問のあった流山市おおたかの森ホールの利用料金について、流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり附帯意見等を付して答申します。

記

1 利用料金（案）について

流山市では、市民が日々使用する公共施設が整備されています。これらの公共施設は、維持管理のための経費がかかり、その経費の多くは市民が支払う税金と施設を使用する方からの利用料金等によって賄われています。

特に、市民が支払う税金の部分については、施設を使用していない人が支払った税金が含まれており、施設を使用していない人に、多くの負担を求めることは不公平であります。

市では公共施設の管理及び運営に指定管理者を導入するなど、利用者サービスの向上、経費削減及び効率化に努めていますが、それにも限界があり、少子高齢化や経済成長の鈍化などの社会経済状況の変化を踏まえると、受益者負担と公平性の観点から適正な利用料金設定が求められていると考えます。

このため、今回の流山市おおたかの森ホールの利用料金（案）は、平成28年度に開館したキッコーマンアリーナと同様に、施設を使用する人に相応の負担を求める受益者負担の原則に立って検討しました。

利用料金（案）を基として計算した利用者負担率については、キッコーマンアリーナと同様に50パーセントとなるよう進めましたが、利用料金があまりにも高額となることから、結果的に利用者負担率を約35パーセントとした利用料金（案）であり、この措置は使用する市民の高い負担増を抑えた適切な考え方であると言えます。

さらに、営利団体が営利を目的として使用する場合は、その割増率は当初、100分の130と設定されていましたが、近隣の同様な施設と比較しても低く

設定されているため、本審議会において公共施設として市民の使用を優先とする立場に立って割増率を上げるよう提案し、割増率は100分の150に修正しました。

これらのことを総合的に勘案して、今回の利用料金（案）は、市内外の生涯学習施設等と比べれば高額であるように思われますが、流山おおたかの森駅前という立地条件や音響に配慮した新しい施設ということを考慮しますと、おおむね適切な利用料金であると考えます。

しかし、施設の稼働率を60パーセントと設定して算定されているため、今後、施設の稼働率が上昇した場合等において、市民負担の適正化を図っていただきたいところであります。

このことについては、施設の稼働率等を勘案して定期的に利用料金を見直していただくことを確認しましたので、次の附帯意見を添えて、諮問で示され、その後の修正された別紙について利用料金（案）とします。

2 附帯意見

利用料金の減免に関して、客席を備えるホール及び楽屋に関しては、市民に良質な音楽を提供する施設とその付属的な施設であることを理由として、本審議会では、団体利用についても、減免対象にすべきであると提案し、次のとおり修正されました新たな減免の考え方が示されました。

- (1) 個人での利用について市内に居住する75歳以上の者、障害者及び中学生以下の者が使用する場合、5割に相当する額を減額する。
- (2) 団体での利用について75歳以上の者、障害者及び中学生以下の者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合、5割に相当する額を減額する。
- (3) 流山市以外の官公庁が使用する場合のほか、流山市又はその機関が使用する場合も減額又は免除を行わない。
- (4) 流山市又はその機関が共催する場合及び社会教育団体等が使用する場合も減額又は免除を行わない。

本審議会では、この修正においても今回の減免の考え方の変更による社会教育団体等への影響が大きいものであると考えますので、その影響をできる限り抑える措置を講じるよう要望して附帯意見とします。

以上

平成29年度生涯学習審議会委員

会 長	辻野	吉勝
副会長	増満	圭子
委 員	土屋	薫
委 員	大重	基樹
委 員	鈴木	明裕
委 員	吉田	富昇
委 員	伊藤	基
委 員	佐藤	洋一
委 員	井田	明子
委 員	神永	道子
委 員	里舘	雅江
委 員	野上	勇雄